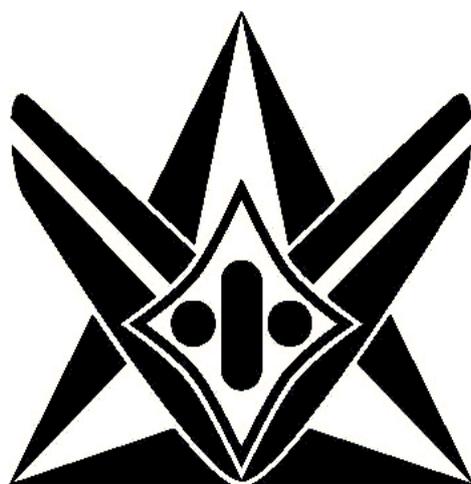


**令和5年度**

**いじめ防止基本方針**

(いじめ対応マニュアル)



**中能登町立鹿西小学校**

# 鹿西小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、児童の心や体を深く傷つける、重大な人権の侵害行為である。また、いじめは、人として決して許されない行為であり、学校は児童一人一人の小さな変化を見逃さず、迅速に対応することが必要である。

同時に「いじめはどの児童にも起こり得る」との基本的な認識に立って、すべての児童が安心して生活し、共に学び合う環境を学校全体で作っていくことが求められている。次代を担う児童が「たくましく生きる力をはぐくむ」ためには、教育に携わる者すべてが、いじめの問題に対する基本認識を共有するとともに、不断の取組を充実することが不可欠である。

学校は家庭、地域社会と連携して、児童の絆づくりや居場所づくりに努めるとともに、いじめの未然防止と早期解決に取り組まなければならない。また、児童が安心して楽しく学べ、保護者が心から児童を通わせたいと願い、地域住民から信頼される学校の実現を目指し、積極的にいじめ対策に取り組んでいかなければならない。

## 1 基本的な考え方

### (1) いじめの問題克服に向けた基本的考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかし、どの児童にも、どの学級にも、どの学校にも起こり、いじめ問題に全く無関係でいられる児童はいないことから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進めることが必要である。「いじめを許さない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められている。

### (2) いじめの定義

#### いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを言う。

いじめの定義には、

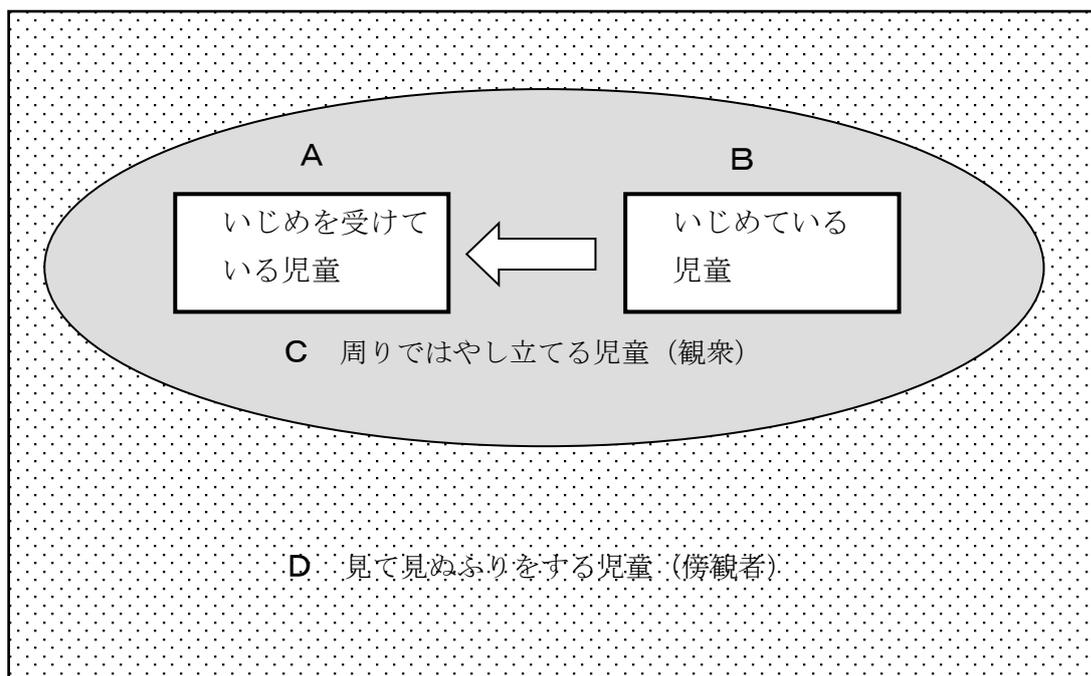
- ①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ②AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていません。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意する。

## いじめの態様

- ・言葉での脅しや冷やかし、からかいを受ける。
- ・集団から無視される。
- ・仲間はずれ、不自然に机や椅子が離される。
- ・暴力行為を受ける。
- ・持ち物を隠されたり、落書きをされたりする。
- ・おせっかいや親切の押し付けを受ける。
- ・インターネットや携帯電話・スマートフォン等を利用して悪意のある書き込みをされる。
- ・自分の持ち物でないものが、机やロッカーに入れられている。
- ・たかられたり、使い走りをさせられたりする。
- ・係決めなどで、ふざけ半分に推薦される。
- ・体育の授業やクラブ活動などで、練習のふりをしてボールをぶつけられる。
- ・持ち物を傷つけられる。
- ・悪意のあるうわさを流される。
- …など

## いじめの構造



- \* AとBの関係は、立場が逆転する場合があることを認識しておくこと。
- \* CやDの児童も、いじめを助長していることを認識しておくこと。

### (3) いじめに対する基本姿勢

いじめには様々な特質がある。以下の5点をいじめ防止のための基本姿勢とする。

- ①いじめは許さない、人として決して許される行為ではないという雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決に当たる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

## 2 いじめ問題に取り組むための組織

### (1) 校内組織

#### ①「児童理解の会」

月1回職員会議で、気になる児童について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動について話し合いを行う。また、学年末に次年度への引継ぎを兼ねた会を行う。

#### ②「校内委員会」

月1回問題傾向を有する児童について、管理職、教務主任、生徒指導主事、教育相談コーディネーター、養護教諭、当該学級担任などで、現状や今後の指導方針について話し合いを行う。

#### ③「いじめ問題対策チーム」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、教務主任、生徒指導主事、教育相談コーディネーター、養護教諭などで、いじめ等に関する情報交換等を行う。

### (2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに管理職に報告する。また、状況によっては、「いじめ対応委員会」を開催し敏速な対応を行う。管理職は敏速に支援体制をつくり、対処する。「いじめ対応委員会」の参加メンバーは以下の通りである。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、担任、養護教諭、特別支援コーディネーター、教育相談コーディネーター、PTA会長、七尾警察署、民生委員、校区区長会会長…

## 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

### (1) いじめの防止

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、児童の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- ①児童がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ②一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ③道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等について学習を深める。
- ④校内での規律や授業中の規律を定着させることで、規範意識を醸成するとともに、児童が安心して学ぶことができる環境を整える。
- ⑤代表委員会が中心となり、児童自らがいじめ問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- ⑥教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。

- ⑦常に危機感をもち、いじめ問題への取組を PDCA サイクルによって定期的に点検して、改善充実を図る。
- ⑧教員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- ⑨情報モラル教育を児童の発達の段階に応じて体系的に推進する。また、携帯電話・インターネットの利用の問題に関しては、家庭との連携を図りつつ、適切に指導を行う。
- ⑩年間に複数回（学期に1回以上）のアンケート調査及び定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握・早期発見に努める。
- ⑪地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

## （2）いじめの早期発見

### ①日々の観察～児童がいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後などに、児童の様子に目を配る。「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、児童と共に過ごす機会を積極的に設ける。

### ②観察の視点～集団を見る視点が必要～

担任を中心に、発達段階をどのように過ごしてきたかなどの情報を収集し、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

### ③積極的なコミュニケーション～会話から生まれる信頼関係～

日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と児童の信頼関係の上で形成されるものである。また、必要に応じて気になる児童には積極的にコミュニケーションをとることで、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

### ④いじめアンケート～アンケートは、実施時の配慮が重要である～

実態に応じて随時実施する。年間に複数回（学期に1回以上）のアンケートを実施。実施方法についてはプライバシーを配慮して実施する。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要である。

## 早期発見のための具体的な例

### ア 学校で分かるいじめ発見のポイント

#### ・いじめられている児童が出すサイン

学校生活の中で、児童たちは様々な悩みや不安に伴うサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応することが大切である。

<学校での一日>

※印…無理にやらされている可能性のあるもの

発見する機会	観察の視点（特に変化が見られる点）
朝	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遅刻・欠席が増える</li> <li>○表情がさえず、うつむきがち</li> </ul>
授業・休み時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○忘れ物が多くなる</li> <li>○涙を流した気配が感じられる</li> <li>○周囲がなんとなくざわついている</li> <li>○用具・机・椅子等が散乱している</li> <li>○一人だけ遅れて教室に入る</li> <li>○席をかえられている</li> <li>○正しい答えを冷やかされる</li> <li>○発言に対し、しらけや嘲笑が見られる</li> <li>○責任ある係・役割の選出の際、冷やし半分に名前が挙げられる</li> <li>○ひどいあだ名で呼ばれる</li> <li>○グループ分けで孤立することが多い</li> <li>○保健室によく行くようになる</li> <li>○わけもなく階段や廊下等を歩いている</li> <li>○遊びの中で孤立しがちである</li> <li>○遊びの中で、いつも同じ役をしている</li> <li>※不真面目な態度で授業を受ける</li> <li>※ふざけた質問をする</li> <li>※テストでわざと間違えたり白紙で出したりする</li> <li>※大声で歌を歌う</li> <li>※仲よしでない者とトイレに行く</li> </ul>
給食・掃除時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食べ物にいたずらをされる</li> <li>○嫌われるメニューの時に多く盛られる</li> <li>○その児童が配膳すると嫌がられる</li> <li>※好きなメニューを級友に譲る</li> <li>※人の嫌がる仕事をいつも一人でしている</li> </ul>
放課後	<ul style="list-style-type: none"> <li>○用事がないのに学校に残っている日がある</li> <li>○急いで一人で帰宅する</li> <li>※急いで他の子の荷物を持って帰る</li> </ul>

一つ一つが、児童が救いを求めて発するサインかもしれないことを忘れず、些細な変化にも気がつけるように普段から児童の観察をしておく。

<注意しなければならない児童の様子>

※印…無理にやらされている可能性のあるもの

様子など	観察の視点（特に、変化が見られる点）
動作や表情	<ul style="list-style-type: none"> <li>○活気がなくおどおどしていたり、寂しそうな暗い表情をしたりする</li> <li>○視線を合わさない</li> <li>○手遊び等が多くなったりやる気を失ったりする</li> <li>○独り言を言ったり急に大声を出したりする</li> <li>※言葉遣いが荒れた感じになる</li> </ul>
持ち物や服装	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教科書等にいたずら書きされる</li> <li>○持ち物、靴、傘等を隠される</li> <li>○刃物等、危険なものを所持する</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる</li> <li>○教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある</li> <li>○教材費等の集金の提出が遅れる</li> <li>○動物や昆虫等に残虐な行為をする</li> <li>○下足の中に画鋲を入れられたり、下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入れられたりする。</li> <li>※きまりを破る、万引きするなどの問題行動が目立つようになる</li> </ul>

イ 家庭で分かるいじめ発見のポイント

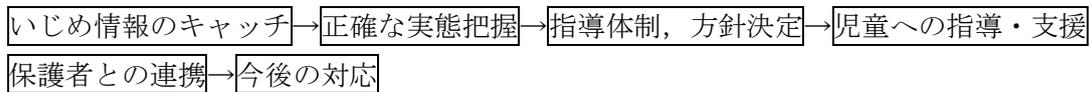
・いじめられている児童が家庭で出すサイン

保護者から、児童の家庭での様子について、以下のような相談があった場合、いじめられているのではないかと受け止め、指導にあたる必要がある。

観察の視点（特に、変化が見られる点）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○衣類の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。</li> <li>○風呂に入りたがらなくなる（体についた傷跡等を見られるのを避けるため）</li> <li>○買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている</li> <li>○教科書やノートに落書きをされたり、破られたりしている</li> <li>○食欲がなくなったり、体重が減少したりする</li> <li>○寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く</li> <li>○表情が暗くなり、言葉数が減る</li> <li>○いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる</li> <li>○部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする</li> <li>○言葉遣いが荒くなり、家族などに反抗したり、八つ当たりしたりする</li> <li>○親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする</li> <li>○登校時間になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る</li> <li>○転校を口にししたり、学校を辞めたいなどと言い出したりする</li> <li>○家庭から金品を持ち出したり、余分な金品を要求したりする</li> <li>○親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる</li> <li>○不振な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急に外出することが増える</li> <li>○電話が鳴るとびくびくする</li> <li>○「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られる</li> <li>○現実から逃避しようとしたり、死や非現実的なことに興味を持ったりする</li> <li>○投げやりで、集中力がわからない。些細なことでも決断できない</li> </ul>

### (3) いじめの対処

#### ①いじめ対応の基本的な流れ



- ・いじめ情報のキャッチ→「いじめ問題対策チーム」にて協議する。  
必要に応じて「いじめ対応委員会」を招集する。  
いじめられた児童を徹底して守る。  
見守る体制を整備する。(登下校，休み時間，清掃時間，放課後等)
- ・正確な実態把握 →当事者双方，周りの児童から聴き取り，記録する。  
個々に聴き取りを行う。  
関係教職員と情報を共有し，正確に把握する。  
一つの事象にとらわれず，いじめの全体像を把握する。
- ・指導体制，方針決定 →指導のねらいを明確にする。  
すべての教職員の共通理解を図る。  
対応する教職員の役割分担を考える。  
教育委員会，関係機関との連携を図る。
- ・児童への指導・支援 →いじめられた児童を保護し，心配や不安を取り除く。  
いじめた児童に，相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
- ・保護者との連携 →直接会って，具体的な対策を話す。  
協力を求め，今後の学校との連携方法を話し合う。
- ・今後の対応 →継続的に指導や支援を行う。  
カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。  
心の教育の充実を図り，誰もが大切にされる学級経営を行う。

#### ②いじめ発見時の緊急対応

- ・いじめられていると訴えた児童や，いじめの情報を伝えた児童から話を聴く場合は，他の児童の目に触れないよう，配慮を行う。また，事実確認は，被害児童と加害児童を別の場所で行う必要がある。
- ・状況に応じて，被害児童，情報を伝えた児童を守るため，いかなる時間帯においても教職員の目の届く体制を整備する。
- ・いじめの事実確認においては，いじめ行為を行うに至った経過や心情などを加害児童から聴き取るとともに，他の児童や保護者などからも詳しく情報を得て，正確に把握する。保護者対応は，複数の教員で対応し，事実に基づいて丁寧に行う。
- ・短時間で正確な事実関係を把握するため，複数の教員で対応することを原則とし，管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

### ③把握すべき情報例

- ・誰が誰をいじめているのか? …【加害者と被害者の確認】
- ・いつ、どこで起こったのか? …【時間と場所の確認】
- ・どんな内容のいじめか? どんな被害を受けたのか?…【内容】
- ・いじめのきっかけは何か? …【背景と要因】
- ・いつ頃から、どのくらい続いているのか? …【期間】

### ④いじめが起きた場合の対応

#### ア 被害児童や保護者に対して

- ・事実確認とともに、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応を協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭での児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

#### イ 加害児童や保護者に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなどの教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ・正確な事実関係を説明し、被害児童や保護者の気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言を行う。

#### ウ 周りの児童に対して

- ・学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を児童に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた正しい行為であることを理解させるように指導する。

#### エ 継続した指導

- ・解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・被害・加害児童に積極的にかかわり、その後の状況について把握に努めたり、心にケアにあたりたりする。
- ・被害児童の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。

#### (4) 家庭や地域との連携

PTA の各種会議や学級懇談会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめがもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、HP、学校・学年・学級だより等による広報活動を積極的に行うことも大切である。

##### ①授業参観等

- ・授業参観において、保護者に道徳や特別活動等の時間を公開する。
- ・学級活動で、ゲストティーチャーを招き、話を聞く。
- ・学級活動等で、いじめについてクラスで考えるにあたって、保護者にインタビューする課題を出す。

##### ②学級・学年通信

- ・いじめの取組について学級・学年通信を通して保護者に協力を呼びかけ、その内容に関する意見をもらう。

#### (5) 関係機関との連携

学校や家庭ではなかなか話すことができないような状況であれば、スクールカウンセラーや「いじめ110番」、いじめ対応アドバイザー等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

#### (6) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

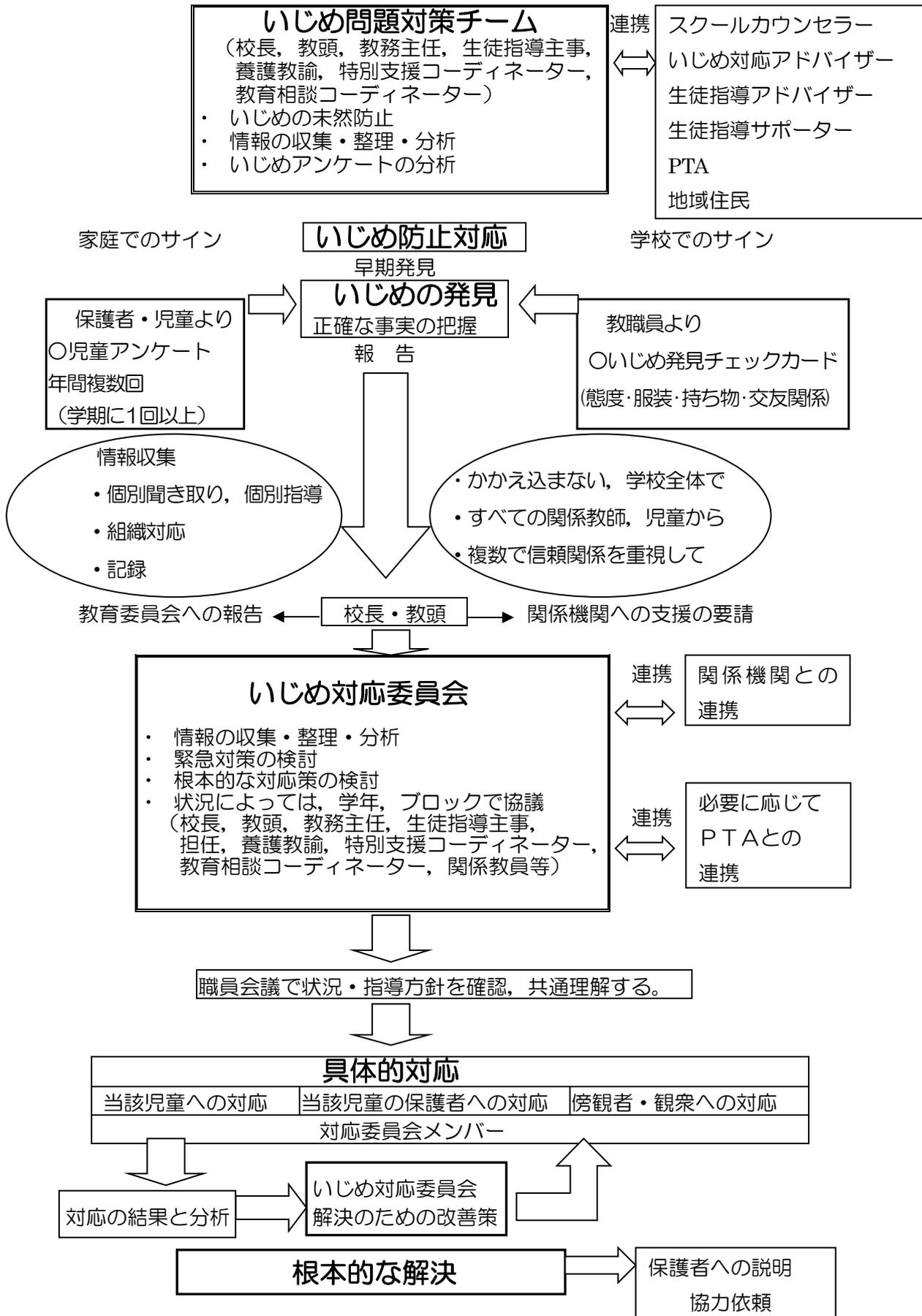
インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。速やかに削除することが難しい場合には、教育委員会に連絡し、地方法務局や警察等の関係機関と連携して対応する。また、学校の教育活動全体を通して、情報モラル教育の充実を図る。

#### 4 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ・重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

# いじめ対応の流れ



## 主な相談機関

いじめ相談テレフォン	電 話 076-298-1699
	受付時間 月～金 9:00～17:00
石川県こころの健康センター	電 話 076-238-5761
	受付時間 月～金 8:30～17:15
石川県家庭教育電話相談	電 話 076-263-1188
	受付時間 月～土 9:00～17:00
子どもの人権110番 (金沢地方法務局)	電 話 0570-070-110
	受付時間 月～金 8:30～17:15
いじめ110番 (少年サポートセンター)	電 話 0120-617-867
	受付時間 24時間
チャイルドラインいしかわ	電 話 0120-873-506
	受付時間 金・土 16:00～22:00
石川県七尾児童相談所	電 話 0767-53-0811
	受付時間 月～金 8:30～17:15
七尾教育相談室	電 話 0767-52-9110
	受付時間 月～金 9:00～17:00
Let's call オアシスライン	電 話 0767-52-0783
	受付時間 月～金 13:00～16:00
七尾市家庭児童相談室	電 話 0767-53-8445
	受付時間 月～金 8:30～17:15